

令和8年 第3回 小国町議会定例会

令和8年第3回定例会が3月5日から17日まで開催されました。令和7年度一般会計補正予算や令和8年度各会計予算、条例改正などが審議され、すべて原案のとおり可決されました。主な内容は次のとおりです。

一般会計から

7308万5千円を減額

病院事業会計に対する負担金の増額や、預金金利の上昇による利子積立金の増加、国の補正予算を活用した避難所備品の購入に係る経費、小国小学校体育館への空調設備整備に要する経費等を増額したほか、決算見込み等に基づく不要額の減額を行いました。補正額は7308万5千円の減額となり、補正後の予算総額は99億8050万2千円となりました。

除排雪経費の増加

2月下旬に発生した強い寒気の影響による降雪に伴う除雪経

費に加え、町道脇の農地や空き地などに積み上げた雪の処理が必要であるため、除排雪に要する経費を追加しました。

小国町空家等の適正管理に関する条例の制定について

人口減少や高齢化に伴い、使用されていない空家が年々増加しており、防災、衛生及び生活環境への影響が懸念されています。本町においても、小国町空家等対策計画を策定するとともに、所有者等の責務と町における必要な措置等について定め、実効性のある空家対策を行うため、条例を制定しました。

小国町犯罪被害者等支援条例の制定について

犯罪被害者等基本法及び県の犯罪被害者等支援条例などに基づき各種施策が展開されていることを受け、本町においても犯罪被害者等を地域全体で支える意識の醸成を図るため、条例の制定を行いました。

小国町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

国の「こども未来戦略」に基づき創設された「こども誰でも通園制度」の実施に伴い、運営等の基準を定めるため、条例の制定を行いました。対象者は、保育施設に通っていない0歳6か月から満3歳未満の児童で、月10時間の範囲内で保育施設を利用することが可能となりました。

小国町出産支援金交付条例の一部を改正する条例の制定について

妊娠、出産等に要する経済的負担の軽減を図り、安心して出産を迎えることができる環境づくりを目的として交付している出産支援金について、現金と金券あわせて5万円から現金のみとし10万円に拡充することとしました。

小国町国民宿舎条例の一部を改正する条例の制定について

国民宿舎梅花皮荘の一部客室が洋室化することに伴い、新たな料金設定を可能とするための改正を行い、料金改定を実施することとしました。

(仮称)小国町次期総合センター建設工事請負契約の一部変更について

(仮称)小国町次期総合センター建設工事については、令和6年度の豪雪に加え、令和7年夏の猛暑により作業効率が低下したことや、労働力不足等により作業に時間を要していることから、工期を本年8月31日まで延長することとしました。また、施設における町産材活用の範囲を広げるほか、排水設備、防犯設備等の安全な環境確保に向けた整備を行うこととしたため、契約金額を4791万7100円増額し、25億3498万6300円としました。

小国町過疎地域持続的発展計画を定めることについて

第六次小国町総合計画で示した将来像の実現に向け、総合的、計画的な過疎対策を推進するため、地域で暮らす人々を中心に、協働人口を含めた多様な主体による交流と連携と協働のまちづくりを進めていくことを示した「小国町過疎地域持続的発展計画」を定めました。

児童手当等制度のご案内

次の手当等の対象となるかたは、申請が必要です。

	児童手当	母子家庭等修学費	児童扶養手当	特別児童扶養手当
対象者	出生から高校生年代の児童を養育しているかた ※令和6年10月から所得制限が撤廃されました	母子・父子家庭で児童を養育しているかた 父母ともにいない場合は、親に代わって児童を養育しているかた	母子・父子家庭で児童を養育しているかた 父母ともにいない場合は児童を養育しているかた 父・母が重度の障がい者である家庭	身体、知的、精神に障がいのある児童を在宅で養育しているかた (疾病による内部障がいも該当する場合があります)
手当月額 R8.4現在	・3歳未満 第1子・2子 15,000円 第3子以降 30,000円 ・3歳～高校生年代 第1子・2子 10,000円 第3子以降 30,000円	小学生 2,000円 中学生 3,000円 高校生 3,500円	48,050円～11,340円 2人目以降の加算額 11,350円～5,680円	1級 58,450円 2級 38,930円
支給期間	出生から18歳到達後最初の3月31日まで(申請月の翌月から支給)	児童が小学校入学から満18歳に到達する年度末まで(在学期間中のみ)	児童が満18歳に到達する年度末まで(一定の障害がある児童の場合は20歳未満)	児童が満20歳に到達する月まで
支給月	4・6・8・10・12・2月	9・3月	5・7・9・11・1・3月	4・8・11月
現況届等	毎年6月に町から提出依頼があったかたのみ	毎年8月に現況届提出	毎年8月に現況届提出	毎年8月に所得状況届提出

■問合先 健康福祉課 (☎61-1000) ハ

令和8年度

乳幼児健診の日程

乳幼児健診は、健康管理センターで行います。

当日は、母子健康手帳を持参してください。

◇問合先 健康管理センター (☎61-1000) ハ

■3・4カ月児健診 受付 13:10～13:20

■9・10カ月児健診 受付 13:00～13:10

月日	対象となるお子さん	
	3・4カ月児	9・10カ月児
5月8日(金)	R7年12月、R8年1月生まれ	R7年6月、7月生まれ
7月3日(金)	2月、3月生まれ	8月、9月生まれ
9月4日(金)	4月、5月生まれ	10月、11月生まれ
11月6日(金)	6月、7月生まれ	12月、R8年1月生まれ
1月8日(金)	8月、9月生まれ	2月、3月生まれ
3月5日(金)	10月、11月生まれ	4月、5月生まれ

■フッ素塗布 1歳6カ月児健診、2歳児歯科健診で希望されるかたに行います。そのほか、おおそ2歳、3歳になるかたにもフッ素塗布を行っていますので、町ホームページをご確認ください。

■1歳6カ月児健診 受付 12:30～13:00

月日	対象となるお子さん
7月3日(金)	R6年9月、10月、11月、12月、R7年1月生まれ
11月6日(金)	R7年2月、3月、4月、5月生まれ
3月5日(金)	R7年6月、7月、8月生まれ

■2歳児歯科健診 受付 13:00～13:15

月日	対象となるお子さん
6月17日(水)	R5年9月、10月、11月、12月生まれ
10月21日(水)	R6年1月、2月、3月、4月生まれ
2月17日(水)	R6年5月、6月、7月、8月生まれ

■3歳児健診 受付 12:30～13:00

月日	対象となるお子さん
4月10日(金)	R4年8月、9月、10月生まれ
8月7日(金)	R4年11月、12月、R5年1月、2月、3月生まれ
12月11日(金)	R5年4月、5月、6月、7月生まれ

■5歳児健診 受付 12:30～13:00

月日	対象となるお子さん
5月8日(金)	R3年4月、5月、6月、7月生まれ
9月4日(金)	R3年8月、9月、10月、11月生まれ
1月8日(金)	R3年12月、R4年1月、2月、3月生まれ

4月から教育委員会が「小国町役場庁舎」へ移転します

これまで「おぐに開発総合センター」内にありました小国町教育委員会は、令和8年4月1日(水)から「小国町役場庁舎」へ移転しました。
 移転に伴い、窓口の場所や連絡先が次のとおり変更となります。来庁やお問い合わせの際は、お間違いのないようご注意ください。
 ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

■新住所 〒999-1363 山形県西置賜郡小国町大字小国小坂町2-70

■新しい連絡先
 <小国町教育委員会>

課	室	担当	電話番号(直通)
教育振興課	教育振興室	学校教育担当	0238-87-3440
	生涯学習室	生涯学習担当 スポーツ振興担当	0238-87-3441

代表電話及びFAXは、役場共通の代表電話(62-2111)及びFAX(62-5464)となります。
 ※高校魅力化推進担当については、4月以降も総合センターで事務を執ります。

■おぐに開発総合センターの利用について

次期総合センターのオープンまでの間は、4月以降も現在の総合センターを運営します(温泉含む)。

なお、図書室につきましては、次期総合センターへの移動作業のため休室とさせていただきますが、山形県立図書館との相互貸借サービスは承ります。

施設予約や利用に関するお問い合わせは、引き続きおぐに開発総合センター(☎62-2141)までお問い合わせください。

「自生山菜」の放射性物質に注意

過去に、県内の他市町村で採取された「コシアブラ」から基準値を超える放射性物質が検出されております。これから「自生山菜」の発生時期を迎えますので、次のことに注意してください。

- ①「自生山菜」を出荷・販売される際は、出荷前に自主検査を徹底し、安全性を確認してから出荷してください。なお、出荷には「インターネット等による通信販売」も含まれます。
- ②森林所有者や地域住民の管理している場所などがありますので、確認を行ってから採取するようにしてください。

■問合先 山形県農林水産部森林ノミクス推進課林産振興担当(☎023-630-2526)または置賜総合支庁森林整備課普及担当(☎0238-26-6065)へ

令和8年度健康管理センター作品展の出展を募集します

それぞれの活動において制作された作品をご出展していただける個人、団体を募集します。

■展示期間

4月1日~令和9年3月31日の間で2週間程度

■場所

健康管理センター入口ロビー(パネル5枚程度)

■申込期間 随時受付します。

■展示作品について それぞれの活動において制作した作品(絵画、写真、陶芸作品等)

■その他 申込時に出展者名、代表者、住所・電話番号、展示内容、ご希望の展示時期をお聞きます。展示の飾りつけ、取り外し、管理等は各自でお願いします。

■問合先 健康福祉課福祉担当(☎61-1000)へ

小国町キャッシュレス割引クーポンキャンペーンを実施します

対象店舗でauPAYによるキャッシュレス決済をすると、支払額のうち最大50%が割り引かれます。操作方法や不明な点を相談できる説明会を実施しますので、ぜひ各会場に足をお運びください。なお、対象店舗等の詳細は全戸配布チラシ、店頭ポスター・チラシ、町・商工会ホームページでご確認ください。

■期間 4月22日(水)～5月31日(日) ※予算額に達し次第終了

■内容 4,000円以上のお買い物で、最大2,000円の割引
※4,000円未満の利用時は50%上限の割引額となります。

■利用回数 5回まで ※予算額に達し次第終了

■取得方法 4月17日(金)に配布する全戸チラシまたは店頭ポスターからクーポンを読み取って取得できます。 ※アプリ上からはクーポンを配信しません。

■説明会

①白い森ショッピングセンターアスモ 4月22日(水)～24日(金) 10時～16時

②国民宿舎飯豊梅花皮荘 4月22日(水) 10時～13時

③白い森交流センターりふれ 4月23日(木) 10時～13時

④水源の郷交流館 4月24日(金) 10時～13時

※説明会の日にauPAY残高へ現金入金ができるチャージカードの販売も行います。アスモでは常時購入できます。

■問合せ先 小国町キャンペーンコールセンター (☎0120-907-542) へ

※4月10日(金)～5月31日(日) 10時～20時 (全日)

就職や退職で健康保険が変わったら

健康保険が変わったかたは国民健康保険の手続きが必要ですので、役場町民課窓口までお越しください。(マイナンバーカードを保険証としていたかたも必要です。)

■退職などで職場の健康保険をやめたかた

健康保険の扶養家族でなくなったかた

・持ち物

①職場等から交付された「資格喪失連絡票」

②「年金手帳」または「基礎年金番号通知書」

※60歳未満のかたのみ

■就職などで職場の健康保険に加入したかた

・持ち物

職場などから交付された「資格確認書」

または「資格情報のお知らせ」

■マイナ保険証・資格確認書の利用について

国民健康保険以外の健康保険に加入すると、新しい健康保険の資格を取得した日から国民健康保険は使用できませんのでご注意ください。

■問合せ先 町民課国保医療担当 (☎62-2260) へ

子ども・子育て支援金制度が開始されます

子ども・子育て支援金制度とは、全ての世代や企業のみなさまから支援金を拠出いただき、子育て施策の拡充に充てるもので、子どもや子育て世代を社会全体で支える制度です。

支援金額は加入する医療保険制度や所得に応じて異なりますが、小国町の国民健康保険加入者の令和8年度における子ども・子育て支援金に係る保険税率は次のとおりになります。

■所得割額(所得に応じて負担いただく分を算定する率)
0.29%

■均等割額(加入者が公平に負担していただく分)
1,200円

■18歳以上均等割額
(18歳以上の加入者が公平に負担していただく分)
100円

■平等割額(加入世帯ごとに負担していただく分)
800円

■その他 保険税等の詳細は、7月に送付される保険税額決定通知書に記載されます。18歳に達する日以後最初の3月31日までのかたについては、均等割額が全額軽減されます。

■問合せ先 町民課国保医療担当 (☎62-2260) へ

令和8年度 小国町住宅リフォーム総合支援事業費補助金について

■補助要件

- ①「やまぽっかりノベ」、「バリアフリー化」、「克雪化」、「県産木材使用」のいずれか1つ以上を含む工事で、かつ町の定める基準点を満たすこと
※「やまぽっかりノベ」：国の断熱義務化基準を上回る県独自の断熱性能基準「やまぽっか基準」を満たす断熱改修工事
- ②町内に住所を有するかたで、自身が町内に所有する住宅等にかかる工事であること
- ③工事施工にあたり、県内業者と請負契約を締結すること
- ④工事に要する費用が10万円以上であること ⑤令和9年1月末までに完了する工事であること
- ⑥町税等に滞納がないこと ⑦申請前に工事を着工していないこと

■補助金額

- ◎一般世帯：リフォーム工事費の10%（上限12万円）※町内業者と契約する場合は、工事費の20%（上限24万円）
- ◎一定の条件を満たす「新婚」、「移住」、「子育て」世帯等：リフォーム工事費の15%（上限15万円）
※町内業者と契約する場合は、工事費の30%（上限30万円）

■**申込方法** 補助金交付申請書に必要な書類を添えて、地域整備課に提出してください。申請書は地域整備課にあります。受付は申請順で、町の予算の範囲内で助成します。

■**募集開始** 4月13日(月)～

■**問合せ先** 地域整備課建設管理室 (☎62-2431) へ

法務局からのお知らせ

長井市役所1階に、法務局が発行する証明書交付窓口を設置しております。ぜひご利用ください。

■**設置場所** 長井市役所1階「長井法務局証明サービスセンター」

■**利用時間** 平日9時～12時・13時～16時30分

■取扱業務

- ①不動産及び会社・法人の登記事項証明書
※地図及び各種図面等の写しの請求はできません。
※会社・法人の登記事項証明書請求の際に印鑑カードをお持ちいただくと便利です。
※不動産及び会社・法人の要約書の請求はできません。
- ②会社・法人の代表者事項証明書及び印鑑証明書
※印鑑証明書請求の際には、印鑑カード及び代表者の生年月日が必要となります。
- ③動産譲渡登記及び債権譲渡登記の概要記録事項証明書

■**問合せ先** 山形地方法務局米沢支局 (☎0238-22-2148) へ

4月10日(金)は児童手当の支給日です

指定された請求者名義の口座に振り込みますのでご確認ください。

児童手当は年6回偶数月の10日に、前月までの2カ月分を支給します。10日が土日祝日の場合はその直前の平日に支給します。

■**問合せ先** 健康福祉課福祉担当 (☎61-1000) へ

合併処理浄化槽の設置補助

■**対象** 町公共下水道認可区域外の住宅で、汲み取り便槽または単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に替える工事をする場合。

■補助金額

5人槽46万2千円／6～7人槽53万3千円
※単独処理浄化槽からの切り替えの場合、配管工事費を対象に33万円（上限）を加算します。また、リフォーム（新築以外）で設置する場合は県の上乗せ補助があります。

- ・5人槽 20万8千円（上限）
- ・6～7人槽 25万9千円（上限）

■**その他** 新築で合併処理浄化槽を設置する場合は補助要件があるので、お問合せください。

■**問合せ先** 地域整備課建設管理室 (☎62-2431) へ

固定資産税課税台帳の閲覧・土地家屋価格等帳簿の縦覧

令和8年度固定資産課税台帳の閲覧と、土地家屋価格等帳簿の縦覧を行います。この機会に所有する資産をご確認ください。

■**期間** 4月1日(水)～6月1日(月)（土日祝日除く）

■**時間** 8時30分～17時15分

■**場所** 役場 税務課

■**問合せ先** 税務課税政管理室 (☎62-2403) へ

「町民の警察官表彰式」が行われました

小国地区警察官友の会（五十嵐友明会長）が主催する令和7年度「町民の警察官」表彰式が2月25日に行われ、小国警察署刑事生活安全課の亀井奈々巡査長が「町民の警察官」を受賞しました。

亀井巡査長は小国警察署勤務3年目で、女性捜査員として、被害者の心に寄り添った活動をする一方、県警の逮捕術大会では優勝を果たすなど、心と身体を鍛え、本町の治安維持に貢献したことが認められ、今回の受賞となりました。



▲表彰式での受賞の様子

全国大会出場選手の 激励金交付式を行いました

3月21日から22日にかけて秋田県で開催された第23回全国ホープス選抜卓球大会に女子団体競技で出場した小国小学校6年の伊藤咲喜さんと、3月23日から25日にかけて新潟県で開催された第53回全国高等学校選抜卓球大会に女子団体競技で出場した渡邊紗也さんの2人を激励するため、3月11日に激励金交付式を実施しました。

※出場選手の所属・学年は大会出場当時の内容となっています。



▲小国小学校6年の伊藤咲喜さん（左から2番目）

愛犬に狂犬病予防注射を！

犬を飼う場合、飼い主のかたは愛犬に、年に一度必ず狂犬病の予防注射を受けさせる義務があります。狂犬病に対しては現在のところ有効な治療法がありませんので、予防注射は必ず受けてください。

実施日	会場	時間
4月13日(月)	叶水基幹集落センター前	9:00~9:15
	沼沢駅前広場	9:35~9:55
	宮の森会館前	10:20~10:40
	旧沖庭小学校昇降口前	10:50~11:10
	多目的屋内運動場「あいバ」駐車場	13:30~14:30
4月14日(火)	白い森交流センターりふれ駐車場	10:00~10:15
	小国町役場 東側駐車場	10:45~11:45

犬を飼っているかたへ～マナーを守りましょう～

- ・放し飼いは禁止されています。つないで飼うようにしてください。
- ・散歩は必ず引き綱を付けて下さい。
- ・犬の散歩をするときは、糞を必ず持ち帰りましょう。

■持参するもの

集合注射料金3,500円

(つり銭がないように準備ください)

予防注射の通知はがき(問診表記載の上)

■犬の登録について

犬を飼う場合は、町への登録が必要です。未登録や住所変更、死亡等の場合は、手続きをしてください。

■注意点

注射の際、犬が暴れたり他の犬や人にけがをさせてしまうことも考えられます。しっかり抑えることができるかたが連れてきてください。

■問合せ先

町民課町民生活担当 (☎62-2261) へ

